

令和6年度第1回ふじのくに健康増進計画推進協議会 会議録

令和6年5月30日(木)
静岡県庁別館20階 第1会議室A

午後2時59分開会

○事務局(平山) 定刻より少し早いですが、ただいまから令和6年度ふじのくに健康増進計画推進協議会を開会いたします。

本日の会議は公開となっております。

私は、本日の司会進行を務めます、健康福祉部健康政策課の平山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、静岡県健康福祉部長の青山から御挨拶申し上げます。

○青山健康福祉部長 皆さんこんにちは。健康福祉部長の青山です。本協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ふじのくに健康増進計画推進協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から健康福祉施策に御協力を賜わり、感謝申し上げます。

この次期健康増進計画の策定につきましては、昨年度3回の協議をいただきまして、計画の最終案を取りまとめをしていただいたところでございます。しかし、最終段階におきまして、計画案のうち、受動喫煙環境の目標値に係るパブリックコメントの手續に私どものほうで不手際がございました。それが判明いたしましたので、再度パブリックコメントを行うこととさせていただいたところでございます。昨年度、最終案まで固めていただいた段階でこのようなことに至りましたことにつきましては、大変御迷惑をおかけするとともに、大変申し訳ありませんでした。

再度のパブリックコメントにつきましては、4月26日から5月13日まで実施しまして、県民の皆様から御意見をいただきました。この結果を踏まえまして、先週の5月24日に、たばこ・薬物・アルコール部会を開催し、最終案について御検討をいただいたところで

す。

本日の協議会におきましては、この部会における協議の結果等を踏まえながら、皆様

に御議論いただき、今度こそ最終の計画案として固めていきたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（平山） 議事に先立ちまして、設置要綱の改正について、御報告いたします。

資料12ページ、「参考資料1」を御覧ください。

大きな改正点としましては、第4条第2項を追加し、特別の事情がある場合は委員の任期を延長できることとしました。

今回の計画策定に関する継続的な協議につきましては、特別の事情に該当すると判断し、委員の皆様の御承諾を得て、委嘱期間を延長させていただきました。御協力ありがとうございます。

続きまして、当協議会の委員を御紹介いたします。

次第にお戻りいただきまして、次第の次のページにあります委員名簿を御覧ください。

本日御出席の委員の方につきましては、お手元に配付しております委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。なお、本日は、岡田委員、窪田委員、込山委員、中村委員、松本委員、安本委員、山本委員から御欠席との御報告を。また加治委員につきましては、後ほど見えられるとの御連絡をいただいております。森下委員につきましては、菊池様に代理出席いただいております。名簿及び座席表での御確認の上、御承知おきください。

それでは、議事の進行に移りたいと思います。議事の進行につきましては、設置要綱に基づき、会長が行うこととなっております。

それでは、ここからの進行は紀平会長にお願いいたします。

○紀平会長 県医師会の紀平です。

決まりですので、私がこれから進行をさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。座って失礼します。

委員の皆様の御協力をいただいて議事を進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、議事に入ります。お手元の次第を御覧ください。

協議事項、次期健康増進計画（最終案）について、事務局からの説明をお願いします。

○鈴木健康政策課長 事務局、健康政策課長の鈴木でございます。

私のほうからは、次期第4次静岡県健康増進計画の県民意見提出手続の再実施の結果

概要について御説明をいたします。

着座にて失礼いたします。

先ほど部長からもありましたとおり、昨年度実施しました県民意見提出手続、パブリックコメントにおきまして、受動喫煙環境に関する目標値に係る手続に不手際が判明しました。

資料は14ページをお開きください。

14ページの1、「前回の記載の相違」の表の太枠のとおり、計画案の目標値と計画案概要の目標値がそれぞれ「0%」と「国に合わせる」というように相違をしており、県民に誤解を与える記載となっていたことから、受動喫煙環境に関するこの目標値について、4月26日から5月13日の期間で改めてパブリックコメントを実施し、意見を伺ったところでございます。

1ページの資料1にお戻りください。

その結果、2のとおり、12の個人・団体から延べ20件の意見が寄せられました。寄せられた意見の概要ですが、20件の意見のうち、受動喫煙の目標値に関する意見が6件、受動喫煙防止の取組に関する意見が10件、その他の意見として、受動喫煙とは直接関係のない、パブリックコメントの実施方法や公表等に関する意見が4件ございました。

このうち、今回のパブリックコメントで意見を求めた、受動喫煙の目標値に関する意見6件について、御説明させていただきます。

6件の内訳につきましては、(1)のとおり、0%の目標値に「反対」が3件、「賛成」が2件、1件が「『望まない受動喫煙のない社会の実現』という国と同様の目標がよい」との意見でした。

資料の2ページを御覧ください。

3、「寄せられた意見一覧」の(1)に、これらの詳細を記載してございます。表の番号の1から3が0%の目標値に反対の意見となりますが、そのうち1、2のように、たばこ販売業について、「値上げや規制の強化により売上が減少し、廃業を余儀なくされており、さらに受動喫煙0%の数値目標を県が設定すると、市町も追随し、さらに売上が減ってしまう」とか、「厳しい目標に大変困惑しており、小売店や喫煙者が犯罪者のような扱いになるのではないかと危惧される」といった意見や、3のように、「受動喫煙ゼロの数値目標を唐突に新聞報道で知った。喫煙者として、家族への受動喫煙については配慮するものの、家庭内での喫煙まで禁止される懸念があり、実効性の乏しいこと

を計画目標にされることに違和感を覚える」といった意見でございました。

続きまして、表の番号4、5が賛成の意見となりますが、「たばこも個人の自由であるため、自身への影響の範囲で楽しむのは構わないが、受動喫煙によって自分以外の健康を損なわせるのはよくない。喫煙者以外が健康を損なうことのないように、また喫煙者の自由が損なわれることのないよう、受動喫煙が発生しないような状況をつくり上げることが重要だと思う。したがって私は受動喫煙環境0%を支持する」とか、「望まない受動喫煙の機会を有する者の割合の目標値0はぜひに進めてほしい」といった意見でございました。

さらに、表の6でございます。

目標値の項目自体を、「『望まない受動喫煙の機会を有する者の割合』ではなく『望まない受動喫煙の環境整備』として、目標を『望まない受動喫煙のない社会の実現』にするのがよい」との意見でございました。以上が受動喫煙の目標値に関する意見の詳細となります。

続きまして、資料の3ページ、4ページにつきましては、受動喫煙の目標値に関するもの以外で寄せられた意見を載せております。

3ページの(2)の「取組に関する意見」としましては、番号7、8、10のように、「受動喫煙を減らすこと自体には賛成だが、一方で過度な規制を受けることには疑問を感じる」とか、喫煙スペースの整備といった分煙の強化など、具体的な取組についての意見がございました。

また、4ページの(3)「その他の意見」としましては、パブリックコメントの再実施の経緯に関するものなど、受動喫煙とは直接関係ない意見がございました。

これらにつきましては、ここでは詳細な説明は省略させていただきますけれども、参考に御覧いただければと存じます。

パブリックコメントの結果概要の説明は以上でございます。

○紀平会長 ただいまの事務局の説明について、たばこ・アルコール・薬物部会、加治部会長から追加で御発言があればお願いいたします。

○川田健康増進課長 すみません。事務局のほうから、健康増進計画の最終案について御説明させていただきたいと思います。

○紀平会長 どうぞ。

○川田健康増進課長 健康増進課長の川田でございます。よろしくお願いいたします。そ

れでは着座にて失礼いたします。

資料は5ページ、「資料2」を御覧ください。

「目標設定値の考え方」でございますが、こちらは概要といたしまして3点ございます。

まず1点目ですが、パブリックコメントの結果から、望まない受動喫煙をなくすことへの理解は得られているものの、目標値として0%を設定することは、喫煙自体の否定や規制強化等の誤った認識につながりかねないというふうに考えまして、目標値を見直すことといたしました。

次に、目標値の再設定でございますが、現行計画の目標値を達成できていない状況であるため、現行計画の目標値を継続することとしております。

3点目は目標期間でございますが、2024年度及び2028年度に実施予定であります国民健康・栄養調査の結果を踏まえ、次期計画の中間見直し年である2029年度において新たな目標値を決定することといたしました。

それでは続いて、具体的な目標値の設定について、御説明をいたします。

2の資料でございますように、現行計画の目標値の達成状況を見ますと、目標値では、職場が0%、家庭3%、飲食店15%に対しまして、2022年度の状況は、職場が21.1%、家庭が6.6%、飲食店が22.4%と、いずれも未達成でございました。

そこで、目標値の案でございますが、資料の一番下の黒四角の部分ですね。各目標値の設定理由のところで御説明をいたします。

まず、①の「職場」につきましては、労働安全衛生法に事業者が適切な措置を講じることが義務づけられていることでもありますので、現行と同じ「0%」といたします。

2つ目の「家庭」につきましては、直近6年間で6.4%から6.6%と微増しており、こちらも現行目標の「3%」を継続して取り組んでまいります。

最後の、③「飲食店」でございますが、こちらは健康増進法、それから静岡県受動喫煙防止条例の施行、またコロナの自粛など様々な要因があるかとは思われるのですが、飲食店で受動喫煙は6年間で44.7%から22.4%と半減しております。とはいえ、こちらも現行目標を達成できておりませんので、継続して「15%」とすることといたします。

資料をおめくりいただき、6ページを御覧ください。

「目標期間」について御説明いたします。

先ほど少し触れましたが、健康増進法の改正や静岡県条例の効果の把握について、現

時点では十分な検証が難しい状況でございます。資料の下のスケジュールの表にありますように、次期計画の中間見直しを行う2029年度までの間に、国民健康・栄養調査の拡大調査が2024、2028の2回実施され、県内の実態が把握できる見込みであること。また、健康増進法や県条例の施行後の検証と、それに伴う必要な対応がされる予定であること。これらを踏まえまして、受動喫煙環境に係る成果目標の目標期間は、暫定的に中間見直し年である2029年までの6年間といたします。

資料をおめくりいただきまして、次、7ページを御覧ください。

こちらは、次期健康増進計画の最終案でございます。

前年度2月に開催されました健康増進計画推進協議会で御意見をちょうだいしました計画案からの修正箇所でございますが、数値目標の表の中、「目標値」の下線部分でございます。先ほど御説明したとおり、2029年までに、職場0%、家庭3%、飲食店15%としております。

続いて、次期計画の計画期間の始期でございますが、遡りまして令和6年4月からとさせていただきたいと考えております。

なお、ただいま御説明申し上げました計画最終案については、本協議会の開催に先立ちまして先週5月24日に開催した、たばこ・アルコール・薬物部会で御協議をいただきまして、部会においては、「目標値の設定根拠は理解した。現実的な数値であり賛同する」という協議結果であったことを御報告いたします。

また、「目標値以外について啓発活動が必要」という御意見もいただいております。

私からの説明は以上でございます。

○紀平会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、たばこ・アルコール・薬物部会、加治部会長から追加で御発言があればお願いします。

○加治委員 はい、ありがとうございます。加治でございます。よろしく願いいたします。

受動喫煙に関する数値目標についてですが、国のほうでは「望まない受動喫煙のない社会の実現」ということを明記しているわけでございますので、数字で表現すれば、これは当然0%ということになるというふうに考えて、当初は「0%」という目標値を部会で掲げました。ただ、今回パブコメの結果を拝見しますと、ちょっと私どもから見ると的外れな御意見が結構多いんですね。「たばこの売上が悪くなる」とかですね、直

接受動喫煙の危険性に関して出てきた意見よりも、ちょっと受動喫煙からは外れた御意見がたくさんありまして、ちょっと私、個人的には意外な気持ちでしたんですが、ただ逆に言いますと、こういう意見がたくさん出てくる背景として、まだまだ受動喫煙そのものに対する認識が県民の間にしっかりと行き渡っていないんじゃないかなというふうに感じました。ですので、ここでことさら理想を追求して目標を「0%」とするよりは、現実的などころで、今回事務局から御説明があった数字を設定するほうが県民の理解も得やすいのかなというふうに考えました。

特に、資料の5ページなんですけど、現状値として、特に家庭における受動喫煙の実績値を見ますと、2022年が悪化しているんですね。職場や飲食店については大幅に減少しているんですけども、家庭ではむしろ増えてしまっているという、これは非常に危惧しております。

この原因として1つ考えられますのは、最近流行の新型たばこですね。「加熱式たばこ」と言われる、いわゆる火をつけないたばこ。これが流行しておりまして、従来の火をつける紙巻きたばこについては、もうその有害性は広く県民の間で認識されていると思うんですが、新型たばこは火をつけないために、煙が出なくて害が少ないというふうな誤解をされている方が非常に多いようなんです。ですので、以前は普通の火をつけるたばこを吸うときには家族に気を遣って外へ出て吸っていた方が、火をつけないたばこは煙が出ないから大丈夫だと勘違いをして家の中で吸っていらっしゃる、そういうケースを多く耳にしております。それが原因で、家庭における受動喫煙はむしろ最近増えているんじゃないかと。それを非常に危惧しておりまして、今後は火をつけないたばこにも害があるということ、広く県民に広報することによって、家庭内での受動喫煙を減らす方向に持っていきたいというふうに考えております。

ですので、そういう意味も含めて、具体的な目標ですね。「0」じゃなくて「3」という数字を持ってきたほうが、取組もしやすく現実的ではないかなというふうなことを、今回事務局の案に賛成いたします。

以上です。ありがとうございました。

○紀平会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からいろいろ説明がございましたし、加治先生からも報告をいただきました。この件に関しまして御質問等のある方は御発言をいただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。安田委員。

○安田委員 協会けんぽの安田でございます。よろしくお願いいたします。

保険者としては、正直なことを言えば0%で構わないというか、ぜひそれをやっていただきたいというのが正直なところ。特に協会けんぽに加入されている方というのは、県全体と比較しても、まだ喫煙率が高いというところがございますので、ぜひとも我々としては、禁煙については少し力を入れていきたいと考えております。

あと、1つお願いがあるんですけども、確かにちょっと僕も、家庭の喫煙が上がったというのはちょっと意外だなと感じました。あと飲食店なんかもそうなんですけれども、できれば子供さんが入るようなところ。教育的な意味もありますし、子供さんが出入りするところについては強化するとか、ちょっと強弱をつけて禁煙対策を進めていただくのいいのかなと思いますので、それをお願いさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○紀平会長 はい。ほかに、どうでしょう。

ございませぬか。これは、一応受動喫煙。喫煙しても煙が迷惑かけないところで吸う分には構わないので、そこの何か誤解が多少あるみたいで。

まあ、我々医療からいけば、これはもう禁煙していく流れですけれども、嗜好まで全部だめだというわけにもいかないのが難しいところなんですけれども、少なくとも人には迷惑かけないという形ですよね。しかし、それも全部ゼロというのもなかなか乱暴な話なので、一応今回新たに設定した目標値でどうだろうかと、皆さんにお諮りするところですけども。

尾島先生、いかがでしょうか。

○尾島委員 今回、パブリックコメントをやり直して、県民の意見を聞いて、非常に丁寧な対応をされている点はよかったんじゃないかなと思います。そして、最終的な結論として、この目標値も妥当なものだと思います。

今後、毎年これを計画を推進していくことになると思いますが、そのときに、具体的にどういう取組をしているかということを経営的に考えながら着実に進めていくということが今後大事ではないかというふうに思っております。

ということで、こちらの案については賛成いたします。

○紀平会長 はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。では、新たにこの目標値で事務局から提出された最終案を協

議会として了承するという事で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○紀平会長 はい、ありがとうございます。

また、以降の微妙な修正の確認については会長一任とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○紀平会長 ありがとうございます。それでは、以後の修正につきましては、私と事務局とでやり取りしながら計画策定を進めていきます。よろしくお願いします。

では、協議事項は以上となります。

続きまして、報告事項。「県民意見提出手続に寄せられた意見への回答について」。事務局から資料4について説明をお願いいたします。

○鈴木健康政策課長 それでは、報告事項、「県民意見提出手続に寄せられた意見への回答について」。報告いたします。

8ページの資料4を御覧ください。

最初に、パブリックコメントにつきましては、12の個人・団体から延べ20件の意見が寄せられ、そのうち受動喫煙の目標値に関する意見が6件、受動喫煙防止の取組に関する意見が10件、受動喫煙とは直接関係ない、パブリックコメントの実施方法や公表等に関する意見が4件と説明させていただいたところでございます。

このうち、まず受動喫煙の目標値に関する意見につきましては、これまで御議論をいただきましたとおり、パブリックコメントにいただいた御意見を計画に反映することとしまして、事務局案のとおり目標値を設定する旨の回答をすることといたします。

続きまして、9ページの「受動喫煙防止の取組に関する意見」につきましては、対応としては「取り組む」とし、意見の例えば7、9、10にあるような、「望まない受動喫煙が生じないように、喫煙スペースや喫煙施設などの環境整備が必要」だとか、8にあるような分煙の強化、11のような喫煙場所の拡大が必要といった対策を求める意見に対しましては、まずは県の条例に基づきまして、不特定多数が利用する飲食店等における分煙表示の徹底によって県民が自ら選択することができる分煙環境を整備することから取り組んでいく旨を回答することといたします。

また、10ページにお進みいただきまして、意見の12、13のように、「県だけでなく市町などの自治体との連携が必要」との意見に対しましては、様々な機会を捉え、受動喫

煙防止について周知啓発を進めていく旨回答をしたいと思っております。

また、14、15、16のように、受動喫煙ではなく喫煙そのものに関すると思われるような意見に対しましては、法や条例の対策は、個人の喫煙や販売そのものを規制しているのではなく、対策により県民がみずからの判断で喫煙に関する環境を選択できるようにするためのものである旨の回答をいたします。

また、10ページの下段から11ページの（3）「その他」の意見につきましては、パブリックコメント再実施の経緯や公表についてなどの意見となりますので、意見の内容に合わせてそれぞれ回答することといたします。

なお、11ページの中段にあります、前回12月から1月に実施しましたパブリックコメントに寄せられた意見につきましても、表のとおり併せて回答することといたします。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○紀平会長 ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問のある方は御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、報告事項は以上となります。

以上で、本日予定した協議事項、報告事項は全て終了しました。その他、委員の皆様から何かありましたら御発言いただきたいと思っております。

今日は0%の修正の会議なので、用意したことはこれだけなんですけれども、何かそれ以外にも今日言っておきたいことがあったら、ぜひお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐古委員 民主主義の大きな問題点ですが、自由とか権利とかを振りかざすと、なかなかうまくいかないと思います。私の実感では、医療機関で、禁煙場所を設けるなどで周知徹底されますと、これが一番強制力があつたんじゃないかなと思います。今後推進するにつきましては、このように吸ってはいけないところというのが増えれば自動的に数値はよくなるんじゃないかということを感じております。

○紀平会長 はい、ありがとうございます。

どうでしょうか。ほか。先生、医療機関みたいな、ある程度強制的にやっても納得が得られるようなやり方ですか。

○佐古委員 それは皆さんも納得されると思うんですね。そうでないとか言ったら、「私には権利がある」とか「自由だ」とか言われると、民主主義ではなかなか徹底しないと

思います。

○紀平会長 分かりました。

はい、どうぞ。尾島先生。

○尾島委員 先ほど安田委員から、「子供の関係とかを考慮しながら、メリハリをつけて」という御意見がありまして、あと、今御意見ありましたけれども、メリハリをつけて吸えない場所を増やしていくというところは非常に重要な戦略だと思いました。

あと、今回の資料で、職場の喫煙率が減少はしているんですけども、目標の0%ですとか、あと労働安全衛生法で規定されているということを見ると、ちょっとまだまだ強化が必要で、こういう職場でも、吸えなくなると大分喫煙率も下がってきたりですとか、一方で、やめたいんだけどやめられない方というのも結構いらっしゃるでしょうから、そういう方への支援の在り方とか、今チャンピックスが使いえなくなったりして難しいところはあるんですが、何かしら支援をするということを強化するというところも大事じゃないかなというふうに思っておりまして、そういう、ちょっと具体的ないろんな取組を組み合わせながら推進していけるといいんじゃないかというふうに思っています。

○紀平会長 はい、ありがとうございます。

ほかに。この際ですから言いたいことを言ってください。

ありませんか。それでは、以上をもちまして、ふじのくに健康増進計画推進協議会の議事を終了いたしたいと思います。委員の皆様方には、議事の進行につきまして、御協力いただきまして本当にありがとうございました。

それでは進行を事務局のほうへお返しいたします。

○青山健康福祉部長 今日は皆さん、ありがとうございます。紀平会長を初め、委員の皆様方、御熱心に議論いただきましてありがとうございました。

今日の御議論の中でもありましたけど、受動喫煙の意味ですね。やはりそこら辺への周知というものがまだまだ足りないのではないかと考えておりますので、県といたしましても、受動喫煙とは何なのかということを、しっかりと県民の皆様方に周知することが必要でありますし、家庭、職場、飲食店と、それぞれ考え方が異なっているところもあると思いますので、そこにうまく響くようなことを県としても考えて対策を練っていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

本計画につきましては、今日の御議論を踏まえて、最終案を固めまして成案として進

めさせていただきたいと思っています。今後また新しい計画ができましたら、施策の展開ということになりますので、それぞれにおきましても、また御協力のほう、お願いしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（平山） それでは、以上をもちまして、令和6年度ふじのくに健康増進計画推進協議会を終了いたします。計画の策定が完了しましたら、皆様には改めて御連絡させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時31分閉会